

被災地の災害廃棄物処理

県に委託で規約例

省
務
省
環境
総務

総務省と環境省は4日、東日本大震災の被災自治体で災害廃棄物の処理を県が市町村に代わって行うことが検討されていることから、地方自治法に基づき事務委託を行う場合の規約例を作成し、関係県の廃棄物行政主管部に事務連絡した。それによると、委託事務の管理・執行に要する経費は市町村の負担とし、算定・交付方法と時期は市町村長と県知事が別途協議して定め、この場

合、県知事はあらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を市町村に送付しなければならないなどとしている。規約例によると、市町村は廃棄物処理法に基づき事務として行う廃棄物の処理のうち、災害によ

り特に必要となった事務を県に委託する。委託事務の管理・執行方法は、市町村の条例および規則その他の規程の定めるところによるものとし、管理・執行に伴う収入金は県の収入とする。また、県知事は委託事

務の管理・執行に伴う収入・支出について、県の一般会計歳入歳出予算に分別して計上し、委託事務の管理・運営に伴い徴収する手数料の収入は県の収入とする。県知事は各年度で委託事務の執行に係る予算に残額がある場合は、翌年度の管理・執行に要する経費として繰り越して使用する。この場合、県知事は繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに市町村長に提出しなければならない。

さらに、市町村長は委託事務の管理・執行について適用される条例等の全部または一部を変更しようとする場合は、あらかじめ県知事に通知しなければならない。この規約に定めるもののほか、管理・執行について必要な事項は市町村長と県知事が別途協議して定める。そのほか、委託事務の全部または一部を廃止する場合、当該委託事務の管理・執行に係る収支は

廃止の日をもって打ち切り、県知事が決算する。町村に還付しなければならない。この場合、決算に伴い生じる剰余金は速やかに市町村に還付しなければならない。